

令和4年度

監査報告書Ⅱ

(財政援助団体等監査)

飯田市監査委員

4 飯監第30号の15  
令和5年2月9日

飯田市長 佐藤 健 様  
飯田市議会議長 井坪 隆 様

飯田市監査委員 戸崎 博  
飯田市監査委員 吉田 賢二  
飯田市監査委員 原 和世

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

## 第2 監査の対象及び期日

### 1 予備監査（伝票等検査）

監査期日	監査対象	実施場所
9月7日	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	現 地

### 2 面接監査

監査期日	監査実施部署等	実施場所
9月26日	福祉課、長寿支援課、危機管理課 社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	A203・A204 会議室
11月11日	福祉課、長寿支援課、社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	監査室

## 第3 監査の着眼点

以下の事項を着眼点として監査を実施した。

### (1) 基本方針

飯田市が財政援助、出資、指定管理委託等を行っている団体等について、出納その他の事務が目的どおり、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを検証するとともに、必要な指導等に心がけ、もって市行政の法規性、経済性、効率性及び有効性の保障を期するものとする。

### (2) 予備監査の視点

- ① 定款、規約その他事業の概要を記した書類、組織図等の確認
- ② 事業計画書、予算書等の確認
- ③ 決算書、財務諸表等及び監事の監査報告書の確認
- ④ 会計帳票、財産台帳及び預金通帳の確認
- ⑤ 収入及び支払い証憑書類の確認
- ⑥ 会計及び庶務等に関する諸規程の確認
- ⑦ 必要に応じた書類、備品の確認

### (3) 財政援助団体監査

#### ① 所管部局関係

- ア 補助金、交付金、負担金等その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

#### ② 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。また、対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

#### (4) 出資団体監査

##### ① 所管部局関係

- ア 出資の目的及び出資等の金額は妥当か。
- イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- エ 出資等対象団体の経営成績及び財政状態を充分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- オ 財産、備品、車両の管理は良好に行われているか。

##### ② 団体関係

- ア 定款又は規約並びに経理規程等は整備されているか。
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は作成されているか。また、事業成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- カ 関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- キ 収支の会計経理、財産管理（固定資産、有価証券、動産等）及び資金の運用は適切か。また経費節減は図られているか。
- ク 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ケ 役員・組織は機能しているか。また、監事監査の実施状況は適切か。
- コ 金庫管理、現金、公印の管理等についての内部統制組織は機能しているか。

#### (5) 公の施設の指定管理団体監査

##### ① 所管部局関係

- ア 指定管理者に対して、条例やそれに基づく協定書等に沿って運営管理されているか。
  - (ア) 管理する施設及び業務の内容は明確か。
  - (イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確か。
- イ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

##### ② 団体関係（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ その他、上記「(3) 財政援助団体監査」の「②団体関係」及び「(4) 出資団体監査」の「②団体関係」を準用する。

#### 第4 監査の主な実施内容

地方自治法第199条第7項に規定する「財政的援助を与えているものの出納その他の事務」の執行が、経済性、効率性、有効性及び法令遵守等に沿って適正に行われているかという観点から、財政援助団体の現金の取扱及び物品等の管理状況等について予備監査を実施したうえで、あらかじめ指定して提出を求めた関係資料に基づき、所管の長、関係職員及び財政援助団体から説明を聴取する面接監査を実施した。

#### 第5 監査の期間

令和4年8月17日から令和5年2月9日まで

(予備監査は9月7日に実施。面接監査は9月26日、11月11日に実施)

#### 第6 監査の結果

##### 1 監査の対象

名称 社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会 (以下、「飯田市社協」という。)

代表者 会長 中島武津雄

所在地 飯田市東栄町3108番地1

上記団体の所管部局 健康福祉部 福祉課、長寿支援課

危機管理部 危機管理課

##### 2 監査の範囲

出資団体として、主として令和3年度及び令和4年度7月末までの事業に係る出納その他の事務の執行について監査の対象とした。

なお、監査にあたっては、飯田市社協の行う事業等のうち次の事業等を抽出して監査対象とし監査を行った。※( )内は所管課

###### (1) 補助金

① 地域活動支援センター事業 (福祉課)

② 社会福祉協議会体制強化事業 (福祉課)

###### (2) 委託事業

① 地域福祉コーディネーター設置事業 (福祉課)

② 生活困窮者自立相談支援事業 (福祉課)

③ 成年後見支援センター運営業務 (長寿支援課)

④ 地域包括支援センター運営業務 (長寿支援課)

⑤ 災害救援ボランティアコーディネーター養成事業 (危機管理課)

###### (3) 指定管理

飯田市福社会館管理運営事業 (福祉課)

##### 3 監査の結果

飯田市社協の事業運営は設立目的に沿って行われているが、事務処理について一部に改善又は改善の検討を要する事項が認められたので、今後の事業運営にあたり、次の点に留意されたい。

## 監査結果の区分

- 【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
- 【指導事項】 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
- 【検討要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

### 【指摘事項】

- (1) 事業実績報告や委託料積算見積書において、飯田市社協本部経費（評議員会運営事業、人事給与システム保守など）や人件費の配分方法について、十分な理由と明確な積算根拠が確認できないものが複数あった。これらの本部経費の配分に当たっては、各事業への配分の要否を含め、事業の内容や事務量及び実際に配置される職員数や人件費などの客観的かつ合理的な基準に基づいて配分すること。また、主管課にあつては提出された実績報告書等の内容をよく精査すること。

【福祉課】

【長寿支援課】

【危機管理課】

【飯田市社協】

- (2) 地域福祉コーディネーター設置事業において、令和3年度地域福祉コーディネーター事業仕様書（以下、「仕様書」という。）には、事業の経費として「地域福祉コーディネーター人件費及び事業に係る経費」とされているが、令和3年度地域福祉コーディネーター事業（委託）収支決算書（以下、「収支決算書という。）」では人件費と一般管理費（本部の労務管理職員人件費、人事給与システム保守）で支出されており、事業に係る経費が計上されていないことを認めた。社会福祉協議会は仕様書どおりに支出するとともに、地域福祉コーディネーター設置事業の実態を表示する収支決算書を作成すること。また、主管課である福祉課は委託先を指導・監督すること。

【福祉課】

【飯田市社協】

- (3) 地域包括支援センター運營業務委託において、委託金額の根拠となる令和3年度各地域包括支援センター市受託費に係る経費配分内訳書（以下、「内訳書」という）における人件費や事業費と、令和3年度収支予算書（各地域包括支援センター）における予算及び前年度決算見込額の人件費や事業費を比較したところ、それぞれの金額に大きな乖離が認められた。さらには、地域包括支援センター受託申請書の中で1名分の事務職員の積算数値の合計が1.2人となっているなどの矛盾があった。これらは委託金額の根拠となるものであるため、事業の実態を踏まえて合理的かつ正確に積算すること。また、主管課である長寿支援課は、内訳書等の書類を精査したうえで委託金額を決定し、決算書が提出された段階で委託料の妥当性を検証すること。

【長寿支援課】

【飯田市社協】

- (4) 災害救援ボランティアコーディネーター養成事業において、委託金額の中で人件費が多くを占めており、その積算根拠は市職員の平均給与の0.5人分とのことであるが、業務内容は年3回の災害ボランティア養成講座と年1回の災害救援ボランティアフォローアップ講座の運営であり、人件費と業務量のバランスが取れていないことを認めた。事業の実態を踏まえて合理的かつ正確に積算すること。また、主管課である危機管理課は、委託金額の積算にあたって見積

書の妥当性を十分に精査した上で委託金額を決定すること。

【危機管理課】

【飯田市社協】

【指導事項】

(1) 各事業科目の支出において、予算超過しているものが多くみられた。経理規程では第17条から第21条にかけて補正、流用等の定めがあるため、予算の管理についてはこれらの規定に沿った管理をされたい。経営改善への取り組みにおいても重要であるので、支出項目超過並びに収入項目未達成をしっかりと検証されたい。

【飯田市社協】

(2) 福祉会館の指定管理において、基本協定書第15条2項では「設置者の支出する管理経費から指定管理者が物品を購入した場合は、購入後の物品は、設置者の所有に帰属するものとする」とあるが、予備監査の時点で市の備品登録がされていない物品があったことを認めた。今後については、同条の規定に沿って事務処理をされたい。また、物品の定義と物品を購入した場合の事務について指定管理者と認識の共有をされたい。

【福祉課】

【検討要望事項】

(1) 令和2年度から令和5年度にかけての経営改善計画において、令和元年度の決算数値を基準とした収益目標額及び費用目標額を掲げているが、当該目標額が4年間全体での数値目標であるため、最低限年度ごとの数値目標に区分しそれを職員に浸透させることにより、事業の進捗管理を行うよう検討されたい。

【飯田市社協】

(2) 法人の業務執行を行う理事会において、経営改善や事業内容について積極的な意見が出されていることを認めた。しかしながらそれらの意見について、次回以降の理事会においてフォローアップがされていないため、理事会の場で対応状況の報告をし、業務の改善に活かされたい。なお、令和3年度においては5回の理事会が開催されたようであるが、全員出席の理事会が一度もなかった。定款上過半数の理事の出席で会議は成立するが、より活発な議論の場を醸成するために可能な限り多くの理事が出席できる方策を検討されたい。

【飯田市社協】

(3) 地域福祉コーディネーター設置事業において、令和4年度地域福祉コーディネーター設置事業の仕様書では、活動状況の報告について「毎月のコーディネーター会議で報告すると共に事業内容に係る実績を地区ごとにまとめて半期ごとに報告すること。」とされているが、令和3年度のコーディネーター会議の記録様式は、仕様書に定める内容に沿っていないため、令和4年度においては半期ごとの報告に活用するためにも仕様書に定める指標が見える形での記録様式とされたい。

【飯田市社協】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）

\* 次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答求める

(1) 指摘事項

指摘事項	措置状況
<p>① 事業実績報告や委託料積算見積書において、飯田市社協本部経費（評議員会運営事業、人事給与システム保守など）や人件費の配分方法について、十分な理由と明確な積算根拠が確認できないものが複数あった。これらの本部経費の配分に当たっては、各事業への配分の要否を含め、事業の内容や事務量及び実際に配置される職員数や人件費などの客観的かつ合理的な基準に基づいて配分すること。また、主管課にあっては提出された実績報告書等の内容をよく精査すること。</p>	<p>① 飯田市社協への事業委託等経費の支出方法については、平成 26 年度に見直しを行い、関係事業についてはこの取り扱いを継続していたが、今回の監査にて、関係課により異なる取り扱いであることが判明した。今後は適正な積算方法となるよう、あらためて年度内を目途に検討し、見直した結果を庁内関係課と飯田市社協で共有して新たな運用を始めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行っていく。</p> <p>市が委託及び補助をしている飯田市社協の事業は、複数の担当課が関係しており、それぞれに事業内容と事業費の収支状況を見ている。各担当部署において実際の実施状況を把握し、新たに見直した基準に照らして積算し、及び実績に伴う執行実態があるかどうかを報告書等により複数の職員による精査をするよう徹底する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【福祉課】</b></p> <p>飯田市社協への委託事業に係る経費の支出について、年度内を目途に適正な積算方法に係る運用の見直しを予定し、庁内関係課と飯田市社協で共有するとともに、必要に応じて適宜見直しを行なう。</p> <p>市の委託事業について、実施状況を把握するとともに、実績に伴う執行実態の有無を複数の職員が精査するよう徹底する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【長寿支援課】</b></p> <p>飯田市社協への事業委託等経費の支出方法については、社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計の一部の改正に基づき、厚生労働省が示した社会福祉法人会計の新基準適用（平成 23 年制定・平成 27 年までの移行義務）に対応するため、福祉課が庁内関係課をとりまとめ、平成 26 年度に見直しを行い、事業ごとの支出方法に取扱いを変更した。</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>



指摘事項	措置状況
	<p>それ以降、福祉関係の事業と歩調を合わせる形で当課の事業も取り扱いを継続している。これを契機に客観的かつ妥当性のある積算方法となるよう、実績報告や飯田市社協自体への聞き取りなど実施し、内容等をよく精査し、他課とも歩調を図りながら令和5年度当初予算編成で検討・見直しを行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p> <p>各事業等への配分に関しては、各事業所・事業が収益に応じた負担額を拠出して、社協本部経費（共通経費）等を賄っている。各事業への配分の要否、客観的かつ合理的な基準に関して主管課を含めた検討を行い、根拠ある基準づくりを行う。</p> <p style="text-align: right;">【飯田市社協】</p>
<p>② 地域福祉コーディネーター設置事業において、令和3年度地域福祉コーディネーター事業仕様書（以下、「仕様書」という。）には、事業の経費として「<u>地域福祉コーディネーター人件費及び事業に係る経費</u>」とされているが、令和3年度地域福祉コーディネーター事業（委託）収支決算書（以下、「収支決算書という。」）では<u>人件費と一般管理費</u>（本部の労務管理職員人件費、人事給与システム保守）で支出されており、事業に係る経費が計上されていないことを認めた。飯田市社協は仕様書どおりに支出するとともに、地域福祉コーディネーター設置事業の実態を表示する収支決算書を作成すること。また、主管課である福祉課は委託先を指導・監督すること。</p>	<p>② 事業の経費支出については、令和3年度行政監査における指導事項での回答のとおり検査を行う。目的に沿って適正な支出であるかを半期ごとに確認し、必要な指導・監督を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p> <p>令和3年度地域福祉コーディネーター設置事業費は、人件費と管理経費の負担分で受託金が全額支出となっている。本来この事業は地域福祉に係る専門職の設置事業で、職員の配置に係る人件費及びそれに関わる管理経費部分の支出を行う事業と認識している。</p> <p>仕様書に記載のある各事業の実施経費については、地域支え合い活動推進事業をはじめボランティア推進事業などで事業経費を支出している。</p> <p>地域福祉コーディネーターは、社協が本来地域住民に対して担うべき地域福祉の推進・ボランティア推進等を業務としている。地域福祉コーディネーターの業務全体に係る実態を表示することは、事業全体の進捗管理や成果を検証するにも必要と考える。予算編成等に向けて改善に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">【飯田市社協】</p>

指摘事項	措置状況
<p>③ 地域包括支援センター運營業務委託において、委託金額の根拠となる令和3年度各地域包括支援センター市受託費に係る<u>経費配分内訳書</u>（以下、「内訳書」という）における<u>人件費や事業費</u>と、令和3年度収支予算書（各地域包括支援センター）における<u>予算及び前年度決算見込額の人件費や事業費</u>を比較したところ、それぞれの金額に大きな乖離が認められた。さらには、地域包括支援センター受託申請書の中で1名分の事務職員の積算数値の合計が1.2人となっているなどの矛盾があった。これらは委託金額の根拠となるものであるため、事業の実態を踏まえて合理的かつ正確に積算すること。また、主管課である長寿支援課は、内訳書等の書類を精査したうえで委託金額を決定し、決算書が提出された段階で委託料の妥当性を検証すること。</p>	<p>③ 職員体制や事業内容に変更が生じ決算数値が増減した場合、それが妥当であると認められるときは、次年度の内訳書にこれを反映するよう市より飯田市社協へ指示した。また、事務職員の積算数値の誤りについては、複数施設の受託申請書を縦覧点検するよう、併せて指示をした。</p> <p>令和5年度委託料算出に係る内訳書については、令和4年12月に、飯田市社協を含む各受託法人に対し、現年度の予算及び決算見込みの差を検証の上、次年度の事業計画を十分反映して作成し、委託料決定の際に提出される見積書には法人の予算編成の最終額を反映するよう指示した。</p> <p>引き続き毎月の定時報告にて事業の進捗を確認し、委託料については、積算数値の確認や、内訳書等の関係書類の点検を十分に行って金額を決定する。また、決算報告後には予算との比較及び増減理由の確認を行い、委託料が妥当な金額であるか確認していく。</p> <p style="text-align: right;"><b>【長寿支援課】</b></p> <p>経費配分内訳書の人件費は、担当圏域の高齢者人口から求めた、施設設置に必須の専門職を含む必要職員数に対し、法人が負担する費用を計上している。また、事業費は施設の運営や事業実施に必要な費用を積算している。職員体制や事業内容に変更が生じ決算数値が増減した場合、それが妥当であると認められるときは、次年度の内訳書にこれを反映していく。</p> <p>令和5年度委託料算出に係る内訳書については、現年度の予算及び決算見込みの差を検証し、次年度の事業計画を十分反映して作成し、委託料決定の際に提出する見積書には法人の予算編成の最終額を反映する。また、事務職員の積算数値の誤りについては、複数施設の受託申請書を縦覧点検するなど、提出書類に誤りのないよう注意する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【飯田市社協】</b></p>

指摘事項	措置状況
<p>④ 災害救援ボランティアコーディネーター養成事業において、委託金額の中で人件費が多くを占めており、その積算根拠は市職員の平均給与の0.5人分とのことであるが、業務内容は年3回の災害ボランティア養成講座と年1回の災害救援ボランティアフォローアップ講座の運営であり、人件費と業務量のバランスが取れていないことを認めた。事業の実態を踏まえて合理的かつ正確に積算すること。また、主管課である危機管理課は、委託金額の積算にあたって見積書の妥当性を十分に精査した上で委託金額を決定すること。</p>	<p>④ 飯田市社協が実施する災害ボランティアコーディネーター養成に係る事業は、当地で災害が発生した時、被災者の生活再建を支援するためのボランティア養成及びコーディネーター養成等を包含する地域福祉活動の推進に位置付けて実施している。さらに講座運営に加えて実践的な体験を養うため、毎年全国各地で起こっている被災地でのボランティアセンターの支援及び当講座の受講者がスキルアップのため、被災地での支援活動やボランティアに係る派遣調整、関係者へ情報の発信等の業務も担っている。</p> <p>今回指摘された内容に関しては、事業委託金の積算において、兼務する地域福祉コーディネーター業務と講座運営に関する業務の内容を精査し、内容の妥当性を担保しつつ、令和5年度当初予算編成から災害救援ボランティアコーディネーター養成事業に係る人件費と事業費の積算を見直す。</p> <p style="text-align: right;"><b>【危機管理課】</b></p> <p>今回指摘のあった内容に関しては、事業委託金の積算において、兼務する地域福祉コーディネーター業務と講座運営に関する業務の内容を精査し、災害救援ボランティアコーディネーター養成事業に係る適正な人件費と事業費の積算を行う。</p> <p style="text-align: right;"><b>【飯田市社協】</b></p>

(2) 指導事項

指導事項	措置状況
<p>① 各事業科目の支出において、予算超過しているものが多くみられた。経理規程では第 17 条から第 21 条にかけて補正、流用等の定めがあるため、予算の管理についてはこれらの規定に沿った管理をされたい。経営改善への取り組みにおいても重要であるので、支出項目超過並びに収入項目未達成をしっかりと検証されたい。</p>	<p>① 支出項目超過及び収入項目未達成の状況については、経営改善への取組を行う上で必要不可欠であり、毎月実施する経理状況の確認会議（会計チェック）で、収支とも項目ごとに支出・収入の状況確認、前年同月比較等を行い分析・検証を行っている。</p> <p>補正・流用処理は、定時開催の理事会等に組み込める案件は規定に基づいた処理を行い、介護保険収益（2 か月遅れで額が確定）など金額の確定が困難な案件等に関しては、会長決裁後決算時の処理となる。経理規程を再度職員に周知し適切な管理を行う。</p> <p>また、予算超過等を防ぐため令和 5 年度予算作成時、十分な積み上げと精査を行う。</p> <p style="text-align: right;">【飯田市社協】</p>
<p>② 福祉会館の福祉会館の指定管理において、基本協定書第 15 条 2 項では「設置者の支出する管理経費から指定管理者が物品を購入した場合は、購入後の物品は、設置者の所有に帰属するものとする」とあるが、予備監査の時点で市の備品登録がされていない物品があったことを認めた。今後については、同条の規定に沿って事務処理をされたい。また、物品の定義と物品を購入した場合の事務について指定管理者と認識の共有をされたい。</p>	<p>② 福祉会館の備品については、令和 3 年度にすべての登録備品を再確認したほか、月に 2 ～ 3 回程度は施設に出向く機会があるため、特別な機会を設けずに日常の訪問等の機会に施設管理についての情報交換をしている。</p> <p>従来から、市が福祉会館に配置する備品の取扱については、財務規則と会計事務ハンドブックにより 3 万円以上の物品を備品とすることを指定管理者と共有しており、毎年の定期監査の予備監査に合わせて会計管理者発出の備品管理についての通知を再確認している。経年劣化により修理に耐えない物品の廃棄など異動がある場合には、指定管理者から異動予定内容を書面で提出させ、現物を確認したうえで財務会計システムにて処理していく。</p> <p>指摘の内容を確認したところ、令和 3 年度の指定管理料から購入した、貸館用のワイヤレスマイクは、基本協定書のとおり、本来は市の備品として登録すべきものであった。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>

指導事項	措置状況
	<p>音響設備不具合の調整の影響で、市予算に計上していなかった物品を指定管理者が急遽指定管理料で調達したという状況があり、主管課での備品登録のチェック漏れに繋がったものである。</p> <p>予備監査以降、令和4年9月22日までの間に双方の担当者が複数人であらためて基本協定書と備品の取扱に係る資料をお互いに確認し、適正な処理手順について再度確認した。今後は定期監査時や備品の異動をしようとする前には主管課として状況把握を行い、適正な処理を遅滞なく行うよう努める。</p> <p>令和4年9月22日に財務会計システムにて「購入後の所属替」処理をし、登録が完了している。</p> <p style="text-align: right;">【福祉課】</p>

(3) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>① 令和2年度から令和5年度にかけての経営改善計画において、令和元年度の決算数値を基準とした収益目標額及び費用目標額を掲げているが、当該目標額が4年間全体での数値目標であるため、最低限年度ごとの数値目標に区分しそれを職員に浸透させることにより、事業の進捗管理を行うよう検討されたい。</p>	<p>① 経営改善計画の数値目標は令和4年度当初に見直しを行った。新たに設定した目標額は、法人の経営会議及び職員を対象とした財政研修会を実施（令和3年8月5日、9日）、参加者52名で周知している。また、各施設が目標とする毎月の収益やサービス提供回数など、より具体的な数値も財政研修会に提示し、目標に向けた取り組みを各施設に指示している。</p> <p style="text-align: right;">【飯田市社協】</p>
<p>② 法人の業務執行を行う理事会において、経営改善や事業内容について積極的な意見が出されていることを認めた。しかしながらそれらの意見について、次回以降の理事会においてフォローアップがされていないため、理事会の場で対応状況の報告をし、業務の改善に活かされたい。なお、令和3年度においては5回の理事会が開催されたようであるが、全員出席の理事会が一度もなかった。定款上過半数の理事の出席で会議は成立するが、より活発な議論の場を醸成するために可能な限り多くの理事が出席できる方策を検討されたい。</p>	<p>② 理事会での意見等に関する対応報告等は、今後経過報告として次回理事会に報告して、業務改善に生かしていく。</p> <p>理事会への多くの理事の参加に関しては、年度当初の年間予定の配布、開催通知の早期発送など日程調整がしやすい仕組みとしていく。</p> <p style="text-align: right;">【飯田市社協】</p>

検討要望事項	措置状況
<p>③ 地域福祉コーディネーター設置事業において、令和4年度地域福祉コーディネーター設置事業の仕様書では、活動状況の報告について「毎月のコーディネーター会議で報告すると共に事業内容に係る実績を地区ごとにまとめて半期ごとに報告すること。」とされているが、令和3年度のコーディネーター会議の記録様式は、仕様書に定める内容に沿っていないため、令和4年度においては半期ごとの報告に活用するためにも仕様書に定める指標が見える形での記録様式とされたい。</p>	<p>③ 地域福祉コーディネーター会議の記録様式については、令和4年度実施分より仕様書に定める報告内容に変更している。</p> <p style="text-align: right;">【飯田市社協】</p>

## 5 監査対象団体の概要等

### (1) 設立

① 設立年月日 昭和38年7月15日

### ② 設立の目的

飯田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉に関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 総合相談（心配ごと相談、法律相談）事業
- ク 生活福祉資金、生活つなぎ資金貸付事業
- ケ 居宅介護支援事業
- コ 居宅介護等事業の経営
- サ 老人デイサービス事業の経営
- シ 障害福祉サービス事業の経営
- ス ボランティアセンター活動事業
- セ 福祉サービス利用援助事業
- ソ 飯田市から委託を受けた次に掲げる事業
  - (ア) 結婚支援事業
  - (イ) ファミリーサポートセンター事業
  - (ウ) 地域支援事業
  - (エ) 成年後見事業
  - (オ) 自立相談支援事業
  - (カ) 家計改善支援事業
- タ 飯田市から指定管理者の指定を受けた次に掲げる事業
  - (ア) 特別養護老人ホームの経営
  - (イ) 飯田市南信濃高齢者共同住宅の経営

- (ウ) 地域活動支援センターの経営
- (エ) 飯田市南信濃福祉研修センターの経営
- (オ) 飯田市福祉会館の経営
- (カ) 飯田市介護予防拠点施設の経営
- (キ) 老人デイサービス事業の経営
- (ク) 共生型デイサービス事業の経営
- (ケ) その他この法人の目的達成のために必要な事業

(2) 組織の概要（令和4年7月31日現在）

役員 会長1人、副会長2人、常務理事1人、理事7人、監事2人  
 評議員 17人  
 職員 一般職員101名、常勤・再雇用職員110人、市派遣職員1名

(3) 出資団体としての状況

① 出資金等の名称、金額

- ア 名称 飯田市社会福祉協議会出捐金
- イ 出捐金の状況

出捐期日	出捐金額(円)
平成3年12月4日	1,000,000
平成3年12月25日	36,578,000
平成5年2月25日	74,070,000
平成6年4月1日	258,821,000
平成8年3月29日	5,000,000
出捐金総額	375,469,000

② 出資の目的

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定される地域福祉の推進を目的とした社会福祉法人である。飯田市社協は飯田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を目的としており、社会福祉の推進団体として公益性が高いことから出捐している。

6 監査対象事業の概要

(1) 地域活動支援センター事業（補助金）

① 補助金の目的

飯田市社協が運営する南信濃障害者等活動支援センター（通称 つくしんぼ）は、「飯田市障害者地域生活支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例」第3条第2項5号に規定する地域活動支援センター事業を実施している。障がい者が通うことにより、地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的として補助金を交付している。

② 事業内容

基礎的事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施している。

③ 補助金交付額

令和3年度 1,500,000円(実績)

令和4年度 1,500,000円(概算)

④ 収支の状況(令和3年度)

(単位:円)

勘定科目	当年度 予算額	当年度 決算額	基礎的事業 ※1	機能強化事業 ※2
事業活動による収支				
事業活動収入				
経常経費補助金	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000
市補助金	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000
南信濃地域活動支援センター事業補助金	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000
共同募金配分金	0	100,000	100,000	0
授産事業	290,000	230,400	230,400	0
障害福祉サービス事業等	4,338,000	3,417,734	3,417,734	0
事業活動収入計…①	6,128,000	5,248,134	3,748,134	1,500,000
事業活動支出				
人件費	4,801,000	4,785,156	3,387,156	1,398,000
職員給料	2,061,000	2,107,678	1,412,678	695,000
職員俸給	2,013,000	2,012,400	1,317,400	695,000
職員諸手当	48,000	95,278	95,278	0
職員賞与	386,000	379,002	379,002	0
非常勤職員給与	1,947,000	1,925,426	1,259,426	666,000
法定福利費	407,000	373,050	336,050	37,000
事業費	730,000	760,820	728,820	32,000
消耗器具備品費	69,000	134,310	129,310	5,000
水道光熱費	253,000	240,000	240,000	0
燃料費	65,000	62,671	35,671	27,000
通信運搬費	64,000	64,000	64,000	0
業務委託費	107,000	107,000	107,000	0
保険料	58,000	58,000	58,000	0
租税公課	16,000	16,000	16,000	0
車両費(燃料・修繕)	98,000	78,839	78,839	0
事務費	36,000	36,000	31,000	5,000
福利厚生費	36,000	36,000	31,000	5,000
授産事業	533,000	404,912	339,912	65,000
材料	243,000	176,012	111,012	65,000
利用者工賃	290,000	228,900	228,900	0
事業活動支出計…②	6,100,000	5,986,888	4,486,888	1,500,000
事業活動資金収支差額 ③=①-②	28,000	△738,754	△738,754	0

※1 基礎的事業は、利用者に対して創作的活動や生産的活動の機会などを地域の実情に合わせて提供する事業をいう。



※2 機能強化事業は、それぞれの地域活動支援センターが、地域活動支援センターの機能をさらに充実させるための基礎的事業に加えておこなう事業をいう。

(2) 社会福祉協議会体制強化事業補助（補助金）

① 補助金の目的

飯田市と飯田市社協がパートナーシップ協定を締結しており、飯田市社協の体制強化のため、一体となって地域福祉活動の計画立案から展開までの取り組みを行うために交付している。

② 事業内容

飯田市と飯田市社協とのパートナーシップ協定に基づき、対等・協働を基本とし、「福祉のまちづくり」の推進のため、福祉サービスの充実、保健・福祉の専門性の向上、地域の支え合いの推進を掲げ、飯田市と飯田市社協の連携・協力体制の強化を図る目的で飯田市から飯田市社協に職員を派遣している。

③ 補助金交付額

令和3年度 10,018,239円（実績）

令和4年度 10,600,000円（概算）

④ 収支の状況（令和3年度）

（単位：円）

勘定科目		一般社協運営事業		
		当年度決算	前年度決算	増減
収入	経常経費補助金	10,018,239	10,021,438	△3,199
	収益計…①	10,018,239	10,021,438	△3,199
支出	人件費	10,018,239	10,021,438	△3,199
	費用計…②	10,018,239	10,021,438	△3,199
差額…③=①-②		0	0	0

(3) 地域福祉コーディネーター設置事業（委託事業）

① 事業の目的

「いいだ未来デザイン2028」に掲げられた『リニアがもたらす大交流時代に「くらし豊かなまち」をデザインする～合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台～』を行動指針として、みんなが共に目指すビジョンを実現するため、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する。そのため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会の事業を展開すべく、地域福祉コーディネーターを設置し地域福祉活動の推進を目的としている。

② 事業内容

ア 地域福祉コーディネーターの設置

(ア) 飯田市社協地域福祉課に地域福祉活動を推進するために必要な地域福祉コーディネーター（兼生活支援コーディネーター）を雇用し、年間を通じて9人以上配置している。また、業務を監督するものは、業務の進捗を管理している。

(イ) コーディネーターには社会福祉士、社会福祉主事等の資格を有するもの、あるいは地域福祉の実務経験者を配置している。また、外部の各種研修会に年1回以上参加して情

報を共有するなど積極的にスキルアップを図っている。

- (ウ) コーディネーターの認知度を高め地域住民の理解を深めて実践活動を展開するため、市民への周知活動を年に1回以上行っている。また、各自治振興センターの厚生担当者等との情報交換を月に1回以上行っている。

#### イ 地域福祉活動の推進

- (ア) 各地区における実践活動回数は年間70回以上を目指している。
- (イ) 住民支え合いマップの作成及び更新を全地区で行い、地域の福祉課題（見守り、生活支援等）を把握すると共に地域の社会資源の活用や新たな社会資源の開拓を行うほか、地区住民との連携を密にし、地域福祉課題の解決に向けた住民同士のつながりと参加による地域福祉活動が展開できるよう援助している。
- (ウ) 地域のサロン活動は全市で130件以上の活動支援と活性化を促すと共に、新規立ち上げを支援している。
- (エ) 見守り・ごみ出し支援・買い物支援等の地域の支え合い活動の相談支援を随時行っている。
- (オ) 住民参加による地域福祉活動である福祉有償サービスの立ち上げ及び運営支援を行い、全市展開を図っている。
- (カ) 各地区の厚生担当と連携して全地区で地域福祉課題検討会を開催し、地域における福祉的な課題を地区住民が共有し解決する過程を支援するとともに、熱意のある地域福祉人材の育成やインフォーマルな支え合いの意識醸成を図っている。
- (キ) 地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲載した取組事例を他地区へ横展開している。
- (ク) 地域福祉コーディネーター会議を福祉課職員を交えて毎月開催し、活動の振り返りを行い、課題を共有して実践活動に取り組んでいる。

#### ウ 関係機関と連携した包括的な支援

横断的な課題や、現在の福祉制度の狭間の課題に対して、関係機関と連携して包括的な体制で丁寧な対応を行い、必要とする支援につなげ、課題解決に向け取り組む。

#### エ 地域福祉活動団体との連携

地域の健康福祉委員会や民生児童委員協議会等の例会へ出席し、まちづくり委員会、民生児童委員協議会、福祉サービス事業者等と連携して地域福祉活動の推進を図っている。

#### オ 福祉教育とボランティア活動の推進

地域や学校等での福祉講座等を年70回以上、延べ参加者2,200人以上を対象に開催して意識啓発を図るほか、市内のボランティア活動の推進を図っている。

### ③ 委託料

令和3年度 49,244,000円（実績）

令和4年度 49,263,500円（概算）

④ 収支の状況（令和3年度）

（単位：円）

区分	項目	予算	決算	備考
収入	市受託金	14,366,000	14,366,000	地域福祉コーディネーター係長職人件費（2.0人分）
		34,878,000	34,878,000	地域福祉コーディネーター人件費（6.5人分）
	合計	49,244,000	49,244,000	※
支出	人件費	14,366,000	12,027,645	地域福祉コーディネーター係長職人件費（2.0人分）
		34,878,000	34,949,043	地域福祉コーディネーター人件費（7.5人分）
	一般管理費（人件費）	0	1,030,079	労務管理職員人件費
	一般管理費（事務費）	0	1,237,233	人事給与システム保守
	合計	49,244,000	49,244,000	
差引	0	0		

※市受託金の内訳は人件費及び一般管理費（人件費に10%を乗じた額）

（4）生活困窮者自立相談支援事業（委託事業）

① 事業の目的

生活困窮者への適切かつ効果的な支援を行うために、国の必須事業である自立相談支援事業と支援の根幹である家計改善支援事業を、生活相談や生活資金貸付事業等と一体的な取り組みを行うことを目的としている。

② 事業内容

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、飯田市内全域で支援対象者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、支援対象者の自立を促進することを目的として本事業を実施している。本事業を効果的に行うため、関係機関のほか飯田市の実施する重層的支援事業と積極的に連携している。

また、本事業については、飯田市のほか長野県が下伊那郡内を対象に事業を行う長野県下伊那生活就労センターを設置し、同じ事務所において事業を行うことから、長野県社会福祉協議会と必要な事項を調整のうえ事業を実施している。

③ 委託料

令和3年度 22,807,000円（実績）

令和4年度 22,807,000円（概算）

④ 収支の状況（令和3年度）

（単位：円）

勘定科目	自立支援	家計支援	合計
事業活動による収支			
事業活動収入			
受託金（市受託金）…①	17,780,000	5,027,000	22,807,000
事業活動支出			
人件費	11,957,224	3,372,550	15,329,774
職員給料	8,665,581	2,444,138	11,109,719
職員賞与	1,670,332	471,119	2,141,451

法定福利費	1,621,311	457,293	2,078,604
事業費	1,680,716	474,045	2,154,761
教育娯楽費	289	81	370
消耗器具備品費	512,369	144,514	656,883
印刷製本費	1,775	500	2,275
水道光熱費	36,038	10,165	46,203
通信運搬費	83,749	23,621	107,370
業務委託費	13,758	3,880	17,638
手数料	63,882	18,018	81,900
保険料	69,358	19,562	88,920
賃借料	825,981	232,969	1,058,950
租税公課	15,600	4,400	20,000
車両費（燃料）	57,917	16,335	74,252
事務費	41,389	11,674	53,063
福利厚生費	39,829	11,234	51,063
研修研究費	1,560	440	2,000
事業活動支出計…②	13,679,329	3,858,269	17,537,598
事業活動資金収支差額…③=①-②	4,100,671	1,168,731	5,269,402
その他の活動による収支			
その他の活動収入…④	0	0	0
その他の活動支出			
サービス区分間繰入金	4,100,671	1,168,731	5,269,402
一般社協運営事業サービス区分繰入金	3,533,893	1,008,870	4,542,763
飯田市福祉会館受託事業	288,333	81,325	369,658
退職共済預け金経費	278,445	78,536	356,981
その他の活動支出計…⑤	4,100,671	1,168,731	5,269,402
その他の活動資金収支差額…⑥=④-⑤	△4,100,671	△1,168,731	△5,269,402
当期資金収支差額合計 ⑦=③+⑥	0	0	0
前期支払資金残高 ⑧	0	0	0
合併受入支払資金 ⑨	0	0	0
当期末支払資金残高 ⑦+⑧+⑨	0	0	0

(5) 成年後見支援センター運營業務（委託事業）

① 事業の目的

いいだ成年後見支援センターは、判断能力が不十分な者が自分らしい生活を安心して送るために飯田下伊那地域の成年後見制度における専門機関として成年後見制度の普及啓発、相談支援体制の充実、関係機関との連携強化を重点に事業を推進している。

② 事業内容

相談業務では飯田下伊那の市町村及び福祉関係者からの相談を中心に対応している。実際に後見制度利用への調整を要する相談対応や、日常生活自立支援事業と権利擁護に関する相談に一体的に取り組んでいる。主な取り組みは下記ア～キのとおり。

ア 成年後見制度の普及・啓発（研修会、出前講座、広報活動）

イ 個別の相談に応じ、成年後見制度利用が必要な者への支援を実施

- ウ 必要に応じ法人後見の受任
- エ いいだ成年後見支援センター業務を継続して担うことのできる安定的な組織体制の整備
- オ 成年後見制度に関係する機関、専門職、職能団体との連携
- カ 親族後見人等の支援
- キ 市民後見人に関する調査研究

③ 委託料

令和3年度 18,000,000円（実績）

令和4年度 18,000,000円（概算）

④ 収支の状況（令和3年度）

（単位：円）

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動による収支	収入			
	受託金（市受託金）	18,000,000	18,000,000	0
	利用料	4,670,000	4,670,000	0
	負担金	30,000	30,000	0
	受取利息配当金	1,000	108	892
	その他収入（受入研修費、雑収入）	22,000	22,000	0
	事業活動収入計…①	22,723,000	22,722,108	892
	支出			
	人件費	16,116,000	16,112,280	3,720
	職員給料	9,668,000	9,666,660	1,340
	職員俸給	8,168,000	8,167,200	800
	職員諸手当	1,500,000	1,499,460	540
	職員賞与	2,587,000	2,586,096	904
	非常勤職員給与	1,916,000	1,915,451	549
	法定福利費	1,945,000	1,944,073	927
	事業費	3,816,000	3,616,224	199,776
	諸謝金	173,000	172,691	309
	旅費交通費	26,000	25,028	972
	教養娯楽費	30,000	29,574	426
	消耗器具備品費	594,000	593,698	302
印刷製本費	262,000	261,800	200	
通信運搬費	59,000	54,839	4,161	
業務委託費	400,000	388,112	11,888	
手数料	80,000	72,746	7,254	
保険料	127,000	126,088	912	
賃借料	1,737,000	1,574,287	162,713	
負担金	22,000	22,000	0	
租税公課	80,000	70,250	9,750	
車両費（燃料）	202,000	201,111	889	
雑支出	24,000	24,000	0	
事務費	85,000	49,913	35,087	
福利厚生費	55,000	49,913	5,087	
研修研究費	30,000	0	30,000	

		事業活動支出計…②	20,017,000	19,778,417	238,583
		事業活動資金収支差額…③=①-②	2,706,000	2,943,691	△237,691
その他の活動による収支	収入	その他の活動による収入…④	0	0	0
	支出	事業区分間繰入金	2,056,000	1,363,405	692,595
		社会福祉事業区分繰入金	2,056,000	1,363,405	692,595
		監査会運営事業区分繰入金	128,000	175,666	△47,666
		一般社協運営事業区分繰入金	1,089,000	377,000	712,000
		個人情報保護情報公開苦情事業区分繰入金	22,000	18,183	3,817
		退職共済預け金経費事業区分繰入金	817,000	792,556	24,444
		サービス区分間繰入金	650,000	649,489	511
		サービス区分間繰入金	650,000	649,489	511
		飯田市福祉会館受託サービス区分繰入金	650,000	649,489	511
		その他の活動支出計…⑤	2,706,000	2,012,894	693,106
		その他の活動資金収支差額…⑥=④-⑤	△2,706,000	△2,012,894	△693,106
		当期資金収支差額合計…⑦=③+⑥		0	930,797
前期末支払資金残高…⑧		4,166,000	4,166,751	△751	
当期末支払資金残高…⑦+⑧		4,166,000	5,097,548	△931,548	

#### (6) 地域包括支援センター運営業務（委託事業）

##### ① 事業の目的

介護保険法第115条の46に定められた地域包括支援センターを運営し、同法第115条の45第2項各号に掲げる次の事業を行う。

- ア 保健医療福祉の相談等総合支援
- イ 権利擁護援助
- ウ ケアマネジメントへの包括的・継続的支援
- エ 医療・介護連携の推進
- オ 地域ケア会議等による介護予防・自立支援体制の整備促進
- カ 認知症総合支援

##### ② 事業内容

###### ア 地域包括支援センターの概要

飯田市内19地区を対象とする4つの地域包括支援センターについて、飯田市から受託運営を行っている。社会福祉法人萱垣会が受託運営を行う、かなえ地域包括支援センター、長寿支援課と連携し、飯田市第8期介護保険事業計画に基づき、事業展開をしている。

保健師、主任介護支援相談員、社会福祉士の3職種がそれぞれの専門性を発揮するなかで、情報の共有や相互の助言等チームアプローチを行い、各事業に取り組んでいる。

###### イ 介護予防ケアマネジメント

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業では、今年度も介護保険の認定から事業対象者への移行に取り組み、これまでの要支援認定から事業対象者認定への説明・移行を行い、介護保険から総合事業での支援へと変換を行った。介護保険事業所のみでなく、様々な事業所や団体が行う事業を活用し、介護予防・重度化防止に取り組んでいる。

(イ) 飯田市の重点的な取り組みである、短期集中の「通所型サービスC事業」では、長寿支援課の理学療法士と連携し、事業の紹介や参加者の選定に取り組んでいる。

- (ク) 南信濃・上村地区では、送迎の関係から通所での実施が難しいため「訪問型C事業」がスタートし、利用者の選定を行っている。また、送迎範囲外となる龍江・千代・三穂地区について、基幹包括支援センター係と協議し、遠山地区と同様に「訪問型C事業」が実施の方向とでき、介護予防の取り組みの拡大を図っている。
  - (ケ) 飯田市社協独自の「おマメで体操」、「手ぬぐい体操」を活用しての介護予防普及活動は今年度も新型コロナウイルス感染症の影響で活動回数は減ったが、感染状況を確認しながら感染症対策を行い可能な限り地域へ出向くことに努めている。
  - (コ) 地域福祉推進係と共同で、地域住民が介護予防の担い手として高齢者を支援する「介護予防サポーター養成講座」を1回開催している。
  - (カ) 「いいだFM」「週刊いいだ」に「おマメで体操」をきっかけに紹介され、様々な媒体を活用して介護予防の啓発に取り組んでいる。
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (ア) 相談支援業務を通じて、市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び主任介護支援員、介護保険事業所への支援とネットワークを構築している。
  - (イ) 居宅介護支援事業所が担当する、様々な課題を持つ援助者に対して、行政、民生委員会地域住民等と「個別ケア会議」を開催することで、課題の解決に取り組んでいる。
  - (ウ) 県が主催する「介護予防マネジメント研修会」について地域包括が参加集約を行い、マネジメントの実施方法や考え方、地域課題の把握についてなど、市内の居宅介護支援事業所と共通した認識を持つ取り組みを行っている。
  - (エ) 主任介護支援専門員の資格更新のための法定外研修について、感染症蔓延に伴い市外で開催される研修会への受講が困難となる状況の解決のために、市内の主任介護支援専門員に向けた研修会を2回実施している。
- エ 総合相談支援業務
- (ア) 高齢者の相談窓口として令和3年度の新規相談は、感染レベルが5以上となった期間が2回あり、相談件数が減少した期間があった。しかし、冬季については体調不良での入退院などでの相談が増加したため、年間1,570件、前年度比で98%の相談があった。相談内容については、例年どおり「介護保険に関すること」「日常生活に関すること」が多くを占めているが、その他「家族関係に関すること」「成年後見に関すること」「消費者被害に関すること」「医療に関すること」「総合事業に関すること」が前年比を超え、相談内容が多様化している。
  - (イ) 複合的課題を有するケースについては、「困難事例に対する個別地域ケア会議」を開催し他職種協働で取り組んでいる。課内の相談窓口との連携では、前年度比で恒常的に100%を超える連絡調整を行い、連携の強化を図っている。
  - (ウ) 地域包括支援センターの啓発を目的とした「出張おマメで相談室」について、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が困難となる中、開催方法を検討し感染対策を取りながら2回開催している。また、文化祭が中止になった地区では、地域の活動団体の紹介をする冊子を作成し、地域包括の紹介も掲載している。また、地区ごとに発行する広報誌に地域包括の紹介を掲載し、相談窓口としての啓発を行うことができ、それを見た住民からの相談も寄せられている。
  - (エ) 日常生活課題の相談対応や地域資源等の集約を行う目的の「高齢者生活実態把握調査」では、年間309件の訪問を行い、支援を受けていない75歳以上の高齢者についての状況を飯田市と情報共有している。
- オ 地域包括ケアシステムの構築
- (ア) 困難事例に対する個別地域ケア会議」を14回開催し、市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員や行政等、多様な主体との協働で解決を目指している。

- (イ) 介護予防のための地域ケア個別会議は5回開催している（1回2事例）。職員の提出事例に対する他職種からの助言は、ケアマネジメントにおける利用者の自立に資する視点の習得につながっている。
- (ウ) 広域連合が行う「南信州地域合同カンファレンス」について、模擬会議への事例提供や開催前の打ち合わせなど実施に向けて積極的に参加している。また、それに伴い飯田市の開催方法の変更についても、事例シートの内容や開催方法の検討に参加し、令和4年度からの新たな要綱の作成に協力している。
- (エ) 飯田市主催で地区ごとに開催している地域福祉課題検討会は「日常生活圏域地域ケア会議」に位置付けられ担当職員が出席している。
- (オ) 飯田下伊那診療情報連携システム izm-Link（27件）、連携シート（34件）、連携連絡票（636件）その他の主治医との連携（335件）を活用し、「退院調整ルール」に基づく、切れ目のない医療・介護支援体制を目指している。

#### カ 権利擁護業務

- (ア) 飯田市の「高齢者虐待防止マニュアル」が完成し、飯田市全体の地域包括で作成した虐待受付時のフローの活用で、虐待が疑われるケースについて連携し対応を行っている。居宅介護支援事業所から寄せられる相談について、虐待が疑われる事案については早期に通報し、サービス調整等で家族の負担軽減に向けた取り組みを行っている。
- (イ) 「消費者被害防止啓発活動」として、「見守り新鮮情報」等のチラシ配布による注意喚起を行っている。また、民生児童委員協議会の際、実際に市内で起きた消費者被害や予兆と思われる事案について発表する事で、被害を未然に防ぐことができるよう取り組んでいる。

#### キ 認知症施策の推進

- (ア) 飯田病院認知症疾患医療センター、長寿支援課及び飯田市の各地域包括支援センターの連携会議を隔月で定期開催し、「認知症初期集中支援チーム」との連携、「高齢者安心おかえりカルテ」の運用その他の状況共有を行っている。
- (イ) これまで行っていた「認知症研修会」は開催が困難であるため、新たな取り組みとして各病院の認知症認定看護師との連携を深め、事例検討会を開催することで、相談体制の整備を行っている。
- (ウ) 開催時に協力を行っている認知症を認め合う啓発活動「RUN 伴+Nanshin」は、令和3年度は中止となり、今後の開催については検討中となっている。
- (エ) 認知症に対する理解を広げる目的で行う「認知症サポーター養成講座」を3回行っている。このうち2回は地域からの依頼での開催であり、認知症の方への支援についての啓発を行っている。

### ③ 委託料

(単位：円)

地域包括支援センター名	令和3年度（実績）	令和4年度（概算）
飯田市いいだ地域包括支援センター	49,387,000	49,787,000
飯田市いがら地域包括支援センター	23,028,000	23,028,000
飯田市かわじ地域包括支援センター	33,650,000	33,760,000
飯田市南信濃地域包括支援センター	11,723,000	12,297,000
合計	117,788,000	118,872,000



## ④ 収支の状況（令和3年度）

【いいだ地域包括支援センター】

（単位：円）

勘定科目		予算	決算	差異			
事業活動による収支	収入	受託金（市受託金）	49,387,000	49,387,000	0		
		介護保険事業	25,117,000	23,349,230	1,767,770		
		その他（受入研修費・雑収入）	9,000	317,455	△308,455		
		事業活動収入計…①	74,513,000	73,053,685	1,459,315		
	支出	人件費	人件費	44,671,000	46,681,867	△2,010,867	
			職員給料	職員給料	29,669,000	30,195,810	△526,810
				職員俸給	26,166,000	27,216,000	△1,050,000
				職員諸手当	3,503,000	2,979,810	523,190
			職員賞与	7,346,000	7,524,182	△178,182	
			非常勤職員給与	1,580,000	2,716,380	△1,136,380	
			法定福利費	6,076,000	6,245,495	△169,495	
		事業費	事業費	17,642,000	16,307,607	1,334,393	
			諸謝金	110,000	0	110,000	
			旅費交通費	107,000	0	107,000	
			教養娯楽費	96,000	61,200	34,800	
			消耗器具備品費	670,000	434,324	235,676	
			印刷製本費	440,000	150,677	289,323	
			水道光熱費	324,000	269,830	54,170	
			修繕費（施設修繕）	63,000	0	63,000	
			通信運搬費	815,000	737,189	77,811	
			業務委託費	6,991,000	7,024,843	△33,843	
			手数料	30,000	65,196	△35,196	
			保険料	493,000	478,936	14,064	
			賃借料	5,990,000	5,983,441	6,559	
			負担金	17,000	16,500	500	
			租税公課	213,000	209,800	3,200	
			車両費（燃料・修繕）	1,233,000	873,955	359,045	
雑支出			50,000	1,716	48,284		
事務費			事務費	432,000	166,559	265,441	
			福利厚生費	292,000	165,559	126,441	
		研修研究費	140,000	1,000	139,000		
	事業活動支出計…②	62,745,000	63,156,033	△411,033			
事業活動資金収支差額…③＝①－②		11,768,000	9,897,652	1,870,348			
その他の活動による収支	収入	その他の活動による収入…④	0	0	0		
	支出	事業区分間繰入金	11,244,000	9,123,474	2,120,526		
		社会福祉事業区分繰入金	社会福祉事業区分繰入金	11,244,000	9,123,474	2,120,526	
			評議員会運営事業区分繰入金	202,000	227,086	△25,086	
			一般社協運営事業区分繰入金	8,350,000	6,192,000	2,158,000	
			個人情報保護情報公開苦情事業区分繰入金	31,000	25,622	5,378	
ボランティアセンター企画運営事業区分繰入金	0	5,730	△5,730				

その他の活動による収支	支出	社協介護相談センター事業区分繰入金	998,000	877,039	120,961
		退職共済預け金経費事業区分繰入金	1,663,000	1,795,997	△132,997
		サービス区分間繰入金	524,000	0	524,000
		南信濃地域包括支援センターサービス区分繰入金	524,000	0	524,000
		その他の活動支出計…⑤	11,768,000	9,123,474	2,644,526
		その他の活動資金収支差額…⑥=④-⑤	△11,768,000	△9,123,474	△2,644,526
当期資金収支差額合計…⑦=③+⑥			0	774,178	△774,178
前期末支払資金残高…⑧			14,272,000	14,958,267	△686,267
当期末支払資金残高…⑦+⑧			14,272,000	15,732,445	△1,460,445

【いがら地域包括支援センター】

(単位：円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	経常経費補助金（県補助金）	1,000	1,000	0
		受託金（市受託金）	23,028,000	23,028,000	0
		介護保険事業	8,806,000	9,414,840	△608,840
		雑収入	0	56,807	△56,807
		事業活動収入計…①	31,835,000	32,500,647	△665,647
	支出	人件費	19,261,000	19,077,440	183,560
		職員給料	11,885,000	11,727,548	157,452
		職員俸給	10,736,000	10,735,320	680
		職員諸手当	1,149,000	992,228	156,772
		職員賞与	3,032,000	2,964,058	67,942
		非常勤職員給与	1,691,000	1,753,514	△62,514
		法定福利費	2,653,000	2,632,320	20,680
		事業費	6,994,000	5,808,173	1,185,827
		諸謝金	139,000	22,274	116,726
		旅費交通費	66,000	0	66,000
		教養娯楽費	46,000	20,400	25,600
		消耗器具備品費（消耗品）	356,000	124,919	231,081
		印刷製本費	196,000	131,791	64,209
		水道光熱費	204,000	181,261	22,739
		燃料費	15,000	26,531	△11,531
修繕費	100,000	0	100,000		
通信運搬費	312,000	307,290	4,710		
業務委託費	2,016,000	1,713,282	302,718		
手数料	12,000	34,518	△22,518		
保険料	201,000	212,886	△11,886		
賃借料	2,571,000	2,570,317	683		
負担金	2,000	1,500	500		
租税公課	86,000	57,200	28,800		
車両費（燃料・修繕）	632,000	404,004	227,996		
雑支出	40,000	0	40,000		
事務費	143,000	98,746	44,254		
福利厚生費	93,000	76,746	16,254		

		研修研究費	50,000	22,000	28,000
		事業活動支出計…②	26,398,000	24,984,359	1,413,641
		事業活動資金収支差額…③=①-②	5,437,000	7,516,288	△2,079,288
その他の活動による収支	収入	その他の活動による収入…④	0	0	0
	支出	事業区分間繰入金	5,167,000	5,529,271	△362,271
		社会福祉事業区分繰入金	5,167,000	5,529,271	△362,271
		監査会運営事業区分繰入金	40,000	54,896	△14,896
		一般社協運営事業区分繰入金	4,177,000	4,574,000	△397,000
		個人情報保護情報公開苦情事業区分繰入金	3,000	2,480	520
		ボランティアセンター企画運営事業区分繰入金	0	5,730	△5,730
		社協介護相談センター事業区分繰入金	252,000	199,465	52,535
		退職共済預け金経費事業区分繰入金	695,000	692,700	2,300
		サービス区分間繰入金	270,000	0	270,000
		南信濃地域包括支援センターサービス区分繰入金	270,000	0	270,000
	その他の活動支出計…⑤	5,437,000	5,529,271	△92,271	
		その他の活動資金収支差額…⑥=④-⑤	△5,437,000	△5,529,271	92,271
		当期資金収支差額合計…⑦=③+⑥	0	1,987,017	△1,987,017
	前期末支払資金残高…⑧	22,243,000	24,175,549	△1,932,549	
	当期末支払資金残高…⑦+⑧	22,243,000	26,162,566	△3,919,566	

【かわじ地域包括支援センター】

(単位：円)

勘定科目		予算	決算	差異
収入	経常経費補助金（県補助金）	8,000	8,000	0
	受託金収入（市受託金）	33,650,000	33,650,000	0
	介護保険事業	18,310,000	17,750,280	559,720
	雑収入	0	394,077	△394,077
	事業活動収入計…①	51,968,000	51,802,357	165,643
支出	人件費	35,562,000	35,820,111	△258,111
	職員給料	24,240,000	24,525,459	△285,459
	職員俸給	21,259,000	21,594,960	△335,960
	職員諸手当	2,981,000	2,930,499	50,501
	職員賞与	5,521,000	5,524,090	△3,090
	非常勤職員給与	1,011,000	918,410	92,590
	法定福利費	4,790,000	4,852,152	△62,152
	事業費	9,514,000	9,013,973	500,027
	諸謝金	30,000	0	30,000
	旅費交通費	34,000	0	34,000
	教養娯楽費	36,000	20,400	15,600
	消耗器具備品費	367,000	261,994	105,006
	印刷製本費	220,000	151,696	68,304
	水道光熱費	297,000	316,498	△19,498
燃料費	71,000	66,856	4,144	

事業活動による収支	支出	修繕費	30,000	0	30,000
		通信運搬費	580,000	579,772	228
		業務委託費	5,361,000	5,485,306	△124,306
		手数料	10,000	57,680	△47,680
		保険料	345,000	332,086	12,914
		賃借料	891,000	841,594	49,406
		負担金	2,000	1,500	500
		租税公課	119,000	93,500	25,500
		車両費（燃料・修繕）	1,103,000	794,956	308,044
		雑支出	18,000	10,135	7,865
		事務費	191,000	159,024	31,976
		福利厚生費	141,000	137,024	3,976
		研修研究費	50,000	22,000	28,000
		事業活動支出計…②	45,267,000	44,993,108	273,892
事業活動資金収支差額…③=①-②		6,701,000	6,809,249	△108,249	
施設整備等による収支	収入	固定資産売却	0	8,340	△8,340
		リサイクル料金預け金取崩	0	8,340	△8,340
		施設整備等収入計…④	0	8,340	△8,340
	支出	施設整備等支出…⑤	0	0	0
施設整備等資金収支差額⑥=④-⑤		0	8,340	△8,340	
その他の活動による収支	収入	その他の活動による収入…⑦	0	0	0
	支出	事業区分間繰入金	6,435,000	3,631,364	2,803,636
		社会福祉事業区分繰入金	6,435,000	3,631,364	2,803,636
		評議員会運営事業区分繰入金	130,000	146,144	△16,144
		一般社協運営事業区分繰入金	4,493,000	1,940,000	2,553,000
		個人情報保護情報公開苦情事業区分繰入金	27,000	22,316	4,684
		ボランティアセンター企画運営事業区分繰入金	0	5,730	△5,730
		社協介護相談センター事業区分繰入金	753,000	445,992	307,008
		退職共済預け金経費事業区分繰入金	1,032,000	1,071,182	△39,182
		サービス区分間繰入金	266,000	0	266,000
		南信濃地域包括支援センターサービス区分繰入金	266,000	0	266,000
その他の活動支出計…⑧	6,701,000	3,631,364	3,069,636		
その他の活動資金収支差額…⑨=⑦-⑧		△6,701,000	△3,631,364	△3,069,636	
当期資金収支差額合計…⑩=③+⑥+⑨		0	3,186,225	△3,186,225	
前期末支払資金残高…⑪		45,911,000	49,097,438	△3,186,438	
当期末支払資金残高…⑩+⑪		45,911,000	52,283,663	△6,372,663	

## 【南信濃地域包括支援センター】

(単位：円)

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動による収支	収入			
	受託金（市受託金）	11,723,000	11,723,000	0
	介護保険事業	2,761,000	3,627,600	△866,600
	事業活動収入計…①	14,484,000	15,350,600	△866,600
	支出			
	人件費	12,195,000	12,009,808	185,192
	職員給料	8,243,000	8,160,749	82,251
	職員俸給	6,125,000	6,124,920	80
	職員諸手当	2,118,000	2,035,829	82,171
	職員賞与	2,238,000	2,182,086	55,914
	法定福利費	1,714,000	1,666,973	47,027
	事業費	1,408,000	825,526	582,474
	諸謝金	40,000	0	40,000
	旅費交通費	36,000	0	36,000
	教養娯楽費	30,000	4,224	25,776
	消耗器具備品費	273,000	190,648	82,352
	印刷製本費	110,000	27,376	82,624
	修繕費	88,000	0	88,000
	通信運搬費	31,000	53,237	△22,237
	業務委託費	108,000	9,515	98,485
手数料	5,000	18,596	△13,596	
保険料	102,000	101,608	392	
賃借料	181,000	147,240	33,760	
負担金	2,000	1,500	500	
租税公課	34,000	30,200	3,800	
車両費支出（燃料・修繕）	347,000	241,382	105,618	
雑支出	21,000	0	21,000	
事務費	53,000	26,049	26,951	
福利厚生費	33,000	26,049	6,951	
研修研究費	20,000	0	20,000	
事業活動支出計…②	13,656,000	12,861,383	794,617	
事業活動資金収支差額…③=①-②	828,000	2,489,217	△1,661,217	
その他の活動による収支	収入			
	サービス区分間繰入金	1,060,000	0	1,060,000
	サービス区分間繰入金	1,060,000	0	1,060,000
	いいだ地域包括支援センターサービス区分繰入金	524,000	0	524,000
	かわじ地域包括支援センターサービス区分繰入金	266,000	0	266,000
	いがら地域包括支援センターサービス区分繰入金	270,000	0	270,000
	その他の活動による収入計…④	1,060,000	0	1,060,000
	支出			
	事業区分間繰入金	1,888,000	1,888,395	△395
	社会福祉事業区分繰入金	1,888,000	1,888,395	△395
監査会運営事業区分繰入金	38,000	52,151	△14,151	
一般社協運営事業区分繰入金	255,000	400,000	△145,000	
個人情報保護情報公開苦情事業区分繰入金	5,000	4,133	867	
ボランティアセンター企画運営事業区分繰入金	0	5,729	△5,729	

		社協南信濃介護相談センター事業区分繰入金	590,000	428,670	161,330
		特別養護老人ホーム遠山荘事業区分繰入金	241,000	241,000	0
		退職共済預け金経費事業区分繰入金	759,000	756,712	2,288
		その他の活動支出計…⑤	1,888,000	1,888,395	△395
		その他の活動資金収支差額…⑥=④-⑤	△828,000	△1,888,395	1,060,395
		当期資金収支差額合計…⑦=③+⑥	0	600,822	△600,822
		前期末支払資金残高…⑧	△3,650,000	△3,053,425	△596,575
		当期末支払資金残高…⑦+⑧	△3,650,000	△2,452,603	△1,197,397

(7) 災害救援ボランティアコーディネーター養成事業（委託事業）

① 事業の目的

阪神淡路大震災・東日本大震災等の大規模地震災害時や近年の豪雨災害時のボランティア対応では、地域内外からの多数のボランティアをいかにマネジメントするか、地域にあるニーズとボランティアの持つシーズをいかにマッチングさせるかが大きな課題として挙げられている。当地域においても大規模な災害が発生した際、災害に関する専門的な知見や災害救助に関する専門的な知識を有し、かつ地域内外から当地域を訪れるボランティアを統括・マネジメントするコーディネーターの養成が急務である。

こうした災害ボランティアの現状に鑑み、当地域における災害ボランティアコーディネーターを養成し、もって地域防災力の向上に資する。

② 事業内容

ア 災害救援ボランティア養成講座の開催（3日間）

(ア) 講座内容の企画及び講師選定等

(イ) 会場の確保等

(ウ) 受講者募集及び講座開催時の受講者への対応等

イ 災害救援ボランティアフォローアップ講座（1日間）

(ア) 講座内容の企画及び講師選定等

(イ) 会場の確保等

(ウ) 受講者募集及び講座開催時の受講者への対応等

ウ これまでの受講者の組織化等

(ア) これまでの受講者名簿の整備等

(イ) これまでの受講者への情報提供等

(ウ) これまでの受講者の組織化等

③ 委託料

令和3年度 2,851,000円（実績）

令和4年度 2,851,000円（概算）

④ 収支の状況（令和3年度）

（単位：円）

区分	項目	予算額	決算額	備考
収入	市受託金	2,851,000	2,851,000	人件費・管理費 2,691,000円 事業費 160,000円
	合計…①	2,851,000	2,851,000	
支出	諸謝金	100,000	123,700	災害救援ボランティア養成講座講師謝礼 73,700円 災害救援ボランティアフォローアップ講座講師謝礼 50,000円
	交通費	21,000	0	
	消耗品	15,000	81,948	災害救援ボランティア養成講座資料等
	郵送料	6,000	16,128	災害救援ボランティアフォローアップ講座案内通知
	保険料	3,000	1,680	災害救援ボランティア養成講座1回 560円×3回
	賃借料	15,000	14,700	災害救援ボランティア養成講座会場使用料3回
	サービス区分間繰入金	2,691,000	2,612,844	人件費・管理費
	合計…②	2,851,000	2,851,000	
差引 ①－②		0	0	

(7) 飯田市福祉会館管理運営事業（指定管理）

① 指定管理の目的

飯田市福祉会館（さんとぴあ飯田）は、飯田市福祉会館設置条例第2条に、「社会福祉に関する活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため、飯田市福祉会館を、飯田市東栄町3108番地1に設置する。」と規定されている。また、飯田市社協は、社会福祉法第109条に、市町村の区域内で各種事業を展開することで地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である旨規定されている。このことから地域福祉の推進を図ることを目的として飯田市社協を福祉会館の指定管理者としている。

② 事業内容（令和3年度飯田市福祉会館利用状況）

飯田市福祉会館には、飯田市社協事務局、社会福祉法人長野県知的障がい者育成会Lサポート「あいあい」、特定非営利活動法人飯伊圏域障がい者総合支援センター「ほっとすまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっている。

③ 利用状況

	開館日数	福祉会館		ボランティアルーム	利用人数計
		利用団体数	利用人員数	利用人員数	
令和2年度	293日	2,862団体	13,895人	692人	14,587人
令和3年度	273日	3,096団体	15,236人	601人	15,837人
前年度比	93.1%	108.2%	109.7%	86.8%	108.6%

④ 指定管理料交付額

令和3年度 8,609,160円（実績）

令和4年度 8,626,320円（概算）

⑤ 収支の状況（令和3年度）

【収入】

（単位：円）

項目	予算額	決算額	委託金	備考
市委託金	8,592,000	8,592,000	8,592,000	飯田市福祉会館指定管理料
管理委託料追加分	34,320	34,320	34,320	Wi-Fi 利用料
利用料	10,000	0	0	
負担金	600,000	600,000	0	運営費負担金（飯伊圏域障害者総合支援センター）
受取利息配当金	15,000	15,323	0	
合計…①	9,251,320	9,241,643	8,626,320	※1

【支出】

（単位：円）

項目	予算額	決算額	(内訳)	委託金	内訳
消耗器具備品費	279,300	277,572	277,572	0	消耗品、ワイヤレスマイク
水道光熱費	4,593,000	5,010,303	2,842,180	2,523,961	電気料
			1,755,012	1,755,012	ガス代
			413,111	413,111	上下水道
修繕費	520,000	450,275	450,275	450,275	
通信運搬費	78,000	46,697	46,697	46,697	電話料、Wi-Fi 利用料
業務委託費	3,516,420	3,383,689	6,474	0	会計システム保守料
			2,745,600	2,745,600	清掃業務
			497,035	497,035	空調・消防設備点検業務
			12,430	12,430	障子張替業務
			122,150	122,150	廃棄物処理業務他
手数料	30,000	26,475	14,730	14,730	クリーニング・包丁研ぎ
			11,745	0	振込手数料他
保険料	1,600	15,159	15,159	15,159	総合賠償保険料
賃借料	213,000	1,313	1,313	0	会計システムリース料
租税公課	20,000	13,000	13,000	13,000	契約書印紙税
合計	9,251,320	9,224,483	9,224,483	8,609,160	※1

※1 委託金の収支差額 17,160 円については令和4年3月31日に飯田市へ戻入済み